

令和6年度U I Jターンデジタル人財交流促進業務委託仕様書（案）

1 委託業務名

令和6年度U I Jターンデジタル人財交流促進業務

2 委託の目的

県内企業におけるデジタル人財の確保を促進するため、本県での仕事や生活に興味がある首都圏等のデジタル人財を対象に、首都圏及び県内において県内 I T企業等と参加者との相互交流を行うセミナーを開催するとともに、県内でのテレワーク体験を実施するものである。

3 委託業務の概要

（1）首都圏におけるセミナーの開催

ア 首都圏等のデジタル人財に対し、青森県の仕事や生活に関する情報提供及び来場者と県内 I T企業等との交流を含むセミナーを東京都内の利便性の良い会場において2回開催すること。

イ 会場は受注者において確保すること。

（2）県内におけるセミナーの開催

ア 首都圏等のデジタル人財に対し、県内の I T事情に関する情報提供及び来場者と先輩移住者や県内 I T企業等との交流を含むセミナーを県内のコワーキングスペースを活用して4回開催すること。

イ 開催地域におけるデジタル人財との協力関係の構築促進など、移住者を受け入れる風土の醸成に努めること。

ウ 会場は受注者において確保すること。

（3）テレワーク体験の実施

ア 首都圏等のデジタル人財に対し、本県への移住を促進するためのテレワーク体験を支援する。

イ テレワーク体験の参加者数は20人程度を目安とする。

ウ 参加者の本県への移住を促進するため、審査・選抜にあたっては発注者と受注者が協議して選定基準を設定し、参加者を決定する。

エ 参加者を募集するにあたっては、滞在期間中に1回以上のテレワーク体験を行うとともに、（2）県内におけるセミナーに必ず参加することを条件とすること。

オ 費用弁償の上限は以下のとおりとする。

交通費：テレワーク体験参加者が居住地から本県までの移動に要した交通費（公共交通機関に限る）の片道分に相当する額（1人あたり上限22,000円）

（4）アンケート調査の実施

参加者に対し、本県への移住の可能性やテレワーク体験の実施状況等についてのアンケート調査を行い、調査結果をとりまとめること

4 仕様書の内容の変更

発注者は、業務の目的を達成するため必要と認める場合は、受注者と協議の上、本仕様書の一部を追加、変更することができる。

5 成果品及び納入場所等

- (1) 成果品 業務実施結果報告書 電子データ
 開催状況を撮影した画像
- (2) 納入場所 青森県総合政策部DX推進課
- (3) 摘要
 - ア 成果品については、発注者の判断で公開できるものとする。
 - イ 業務実施結果報告書の様式は任意とし、実施した業務の内容や、その他業務に関連して実施した事項を記載すること。
 - ウ 開催状況を撮影した画像は、ホームページや広報紙、テレビにおいて事業成果を広報するための素材としての使用を予定していることから、セミナー等の参加者のプライバシーに十分配慮すること。

6 留意事項

受注者は、本委託事業の実施に当たり、次の事項に留意するものとする。

- (1) 受注者は、本委託事業が円滑に遂行されるよう留意すること。
- (2) 受注者は、事故又は大幅な遅延等の本委託事業の遂行に支障が生じた場合、若しくは生じるおそれがあると認める場合は、速やかに発注者に報告し、指示を受けること。
- (3) 本仕様書に定めのない事項及び本仕様書に疑義が生じた場合には、発注者と受注者が協議の上、発注者の指示に従って業務を行うものとする。